

金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）新旧対照表

改正後（平成27年条例第18号による。平成27年10月1日施行予定）	現 行																
<p>（目的、設置等）</p> <p>第1条 本市は、老人の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませるため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">金沢市老人福祉センター万寿苑</td> <td style="text-align: center;">金沢市大桑町ヤ1番地4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金沢市老人福祉センター松寿荘</td> <td style="text-align: center;">金沢市金石北3丁目3番33号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金沢市老人福祉センター鶴寿園</td> <td style="text-align: center;">金沢市額谷町ヌ1番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	金沢市老人福祉センター万寿苑	金沢市大桑町ヤ1番地4	金沢市老人福祉センター松寿荘	金沢市金石北3丁目3番33号	金沢市老人福祉センター鶴寿園	金沢市額谷町ヌ1番地	<p>（目的、設置等）</p> <p>第1条 本市は、老人の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませるため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">金沢市老人福祉センター万寿苑</td> <td style="text-align: center;">金沢市大桑町ヤ1番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金沢市老人福祉センター松寿荘</td> <td style="text-align: center;">金沢市金石北3丁目3番33号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金沢市老人福祉センター鶴寿園</td> <td style="text-align: center;">金沢市額谷町ヌ1番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	金沢市老人福祉センター万寿苑	金沢市大桑町ヤ1番地	金沢市老人福祉センター松寿荘	金沢市金石北3丁目3番33号	金沢市老人福祉センター鶴寿園	金沢市額谷町ヌ1番地
名称	位置																
金沢市老人福祉センター万寿苑	金沢市大桑町ヤ1番地4																
金沢市老人福祉センター松寿荘	金沢市金石北3丁目3番33号																
金沢市老人福祉センター鶴寿園	金沢市額谷町ヌ1番地																
名称	位置																
金沢市老人福祉センター万寿苑	金沢市大桑町ヤ1番地																
金沢市老人福祉センター松寿荘	金沢市金石北3丁目3番33号																
金沢市老人福祉センター鶴寿園	金沢市額谷町ヌ1番地																
<p><u>2 金沢市老人福祉センター万寿苑に、分館として十一屋生きがい交流館を置き、その位置は、金沢市十一屋町4番34号とする。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、前条第1項の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活、健康、身上等の各種相談、援助及び指導 (2) 教養向上のための講座、研究会等の開催並びに図書及び各種資料の閲覧に供すること。 (3) レクリエーション及び趣味活動の指導 (4) 後退機能の回復訓練及び指導 (5) その他老人の福祉を増進するため必要と認める事業 <p>（開館時間）</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活、健康、身上等の各種相談、援助及び指導 (2) 教養向上のための講座、研究会等の開催並びに図書及び各種資料の閲覧に供すること。 (3) レクリエーション及び趣味活動の指導 (4) 後退機能の回復訓練及び指導 (5) その他老人の福祉を増進するため必要と認める事業 <p>（開館時間）</p>																

第3条の2 センター（農園を除く。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、十一屋生きがい交流館にあっては、午前9時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日）にあっては、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条の3 センター（農園を除く。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 別表第1に定める日（敬老の日に当たる日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律 _____ 第2条に規定する国民の祝日（敬老の日を除く。以下「祝日」という。）並びにその前日及び翌日が祝日である日 （祝日でない日に限る。）
- (3) 第1号に掲げる日の翌日（同号に掲げる日が祝日に当たる日である場合に限る。）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
（農園の使用期間）

第3条の4 農園の使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの間で、市長が定める期間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の対象者）

第4条 センターを使用できる者は、本市に居住する60歳以上の者で、登録を受けた者とする。ただし、市が直接使用するとき、又は市長が特に使用を認めた者については、この限りでない。

（使用の承認）

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を

第3条の2 センター（農園を除く。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第3条の3 センター（農園を除く。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 別表第1に定める日（敬老の日に当たる日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律 （昭和23年法律第178号） 第2条に規定する国民の祝日（敬老の日を除く。以下「祝日」という。）並びにその前日及び翌日が祝日である日 _____
- (3) 第1号に掲げる日の翌日（同号に掲げる日が祝日に当たる日である場合に限る。）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
（農園の使用期間）

第3条の4 農園の使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの間で、市長が定める期間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の対象者）

第4条 センターを使用できる者は、本市に居住する60歳以上の者で、登録を受けた者とする。ただし、市が直接使用するとき、又は市長が特に使用を認めた者については、この限りでない。

（使用の承認）

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を

受けなければならない。

（使用の承認の取消し等）

第6条 市長は、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) その他センターの管理運営に支障があると認められるとき。

（損害の賠償）

第7条 使用者は、センターの施設及び設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（使用料）

第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、特別室を使用する場合は別表第2に定める使用料を、農園を使用する場合は別表第3に定める使用料を徴収する。

2 前項ただし書の場合において、使用者は、同項ただし書に規定する使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

（使用料の減免）

第8条の2 前条第1項ただし書の場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当

受けなければならない。

（使用の承認の取消し等）

第6条 市長は、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) その他センターの管理運営に支障があると認められるとき。

（損害の賠償）

第7条 使用者は、センターの施設及び設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（使用料）

第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、特別室を使用する場合は別表第2に定める使用料を、農園を使用する場合は別表第3に定める使用料を徴収する。

2 前項ただし書の場合において、使用者は、同項ただし書に規定する使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

（使用料の減免）

第8条の2 前条第1項ただし書の場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当

するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用の3日前までに使用の取り消し、又は変更を届け出て、市長がこれを認めるとき。

（指定管理者による管理）

第10条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める事業の実施に関する事。
- (2) センターを使用できる者の登録に関する事。
- (3) センターの使用の承認に関する事。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (5) その他センターの管理上市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、センターの設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（守秘義務）

第14条 指定管理者の役員及び職員は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった

するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用の3日前までに使用の取り消し、又は変更を届け出て、市長がこれを認めるとき。

（指定管理者による管理）

第10条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める事業の実施に関する事。
- (2) センターを使用できる者の登録に関する事。
- (3) センターの使用の承認に関する事。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (5) その他センターの管理上市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、センターの設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（守秘義務）

第14条 指定管理者の役員及び職員は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった

後も、同様とする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 第12条の規定にかかわらず、市長は、金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例（平成27年条例第18号）の施行の日から平成28年3月31日までの間に十一屋生きがい交流館の指定管理者を指定する場合にあっては、既にセンターの指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他市長が必要があると認める書類の内容を審査し、かつ、実績等を考慮して、既指定管理者がセンターの設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができることを認めるときは、既指定管理者を十一屋生きがい交流館の指定管理者として指定することができる。

別表第1（第3条の3関係）

センター名	休館日
金沢市老人福祉センター鶴寿園	第1日曜日の翌日、第2日曜日、第3日曜日の翌日、第4日曜日及び第5日曜日
金沢市老人福祉センター万寿苑 十一屋生きがい交流館 金沢市老人福祉センター松寿荘	第1日曜日、第2日曜日の翌日、第3日曜日、第4日曜日の翌日及び第5日曜日

後も、同様とする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表第1（第3条の3関係）

センター名	休館日
金沢市老人福祉センター鶴寿園	第1日曜日の翌日、第2日曜日、第3日曜日の翌日、第4日曜日及び第5日曜日
金沢市老人福祉センター万寿苑 金沢市老人福祉センター松寿荘	第1日曜日、第2日曜日の翌日、第3日曜日、第4日曜日の翌日及び第5日曜日

別表第2（第8条関係）

センター名	特別室名	使用料（1室につき）		
		午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
金沢市老人福祉センター万寿苑	さくら つつじ うめ	600円	600円	1,200円
金沢市老人福祉センター松寿荘	なぎさ ちどり			
金沢市老人福祉センター鶴寿園	ふじ ゆり はぎ			

別表第3（第8条関係）

使用料
第5条の使用の承認に係る農園の使用期間につき1区画2,000円

別表第2（第8条関係）

センター名	特別室名	使用料（1室につき）		
		午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
金沢市老人福祉センター万寿苑	さくら つつじ うめ	600円	600円	1,200円
金沢市老人福祉センター松寿荘	なぎさ ちどり			
金沢市老人福祉センター鶴寿園	ふじ ゆり はぎ			

別表第3（第8条関係）

使用料
第5条の使用の承認に係る農園の使用期間につき1区画2,000円